

一般財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター業務規程

第1章 総則

(適用の範囲)

第1条 一般財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の業務は、定款の定めるところのほか、この業務規程の規定によって実施するものとする。

(定義)

第2条 この業務規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業とは、常時使用する従業員の数が300人以下又は資本金3億円以下の法人及び個人の事業所をいう。
- (2) 会員とは、センターの会員の資格を取得した事業主及び勤労者（以下「勤労者等」という。）をいう。

(会員の資格)

第3条 会員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 知多5市5町内の事業所に従事する中小企業の勤労者等
- (2) 知多5市5町内に在住し、中小企業に従事する勤労者等
- (3) その他理事長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、会員になることはできない。

- (1) 現に雇用されている者で、今後引き続き5か月以上雇用される見込みのない者
- (2) 加入時において、14日以上休業・安静加療している者及び休職している者又は14日以上休業・安静加療を要すると診断されている者
- (3) 常時勤務に服することを要しない者
- (4) 第13条により資格喪失を受けた者
- (5) 前各号のほか、理事長が不適当と認めた者

(会員の種類)

第4条 会員の種類は、中小企業が一括して加入する「企業加入会員」及び個人で加入する「個人加入会員」の2種とする。

(入会手続)

第5条 センターに入会しようとする者は、入会申込書に関係書類を添えて理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 理事長は、入会を承認したときは、入会承認書、会員証及び利用助成券を当該会員に交付するものとする。

(資格取得の時期)

第6条 会員たる資格は、当月15日までに入会を承認したときは翌月1日から、16日以降のときは翌々月1日から発生する。

(入会金)

第7条 入会金の額は、会員1人につき1,000円とし、企業加入会員にあっては、原則事業主の全額負担とする。

2 入会金の納付は、初回の会費納入時に併せて納付するものとする。

3 既納の入会金は返還しない。

(会費)

第8条 会費は、会員1人につき月額1,000円とし、企業加入会員にあっては、原則事業主が600円以上を負担するものとする。

2 入会時の会費については、別表第1のとおり納入するものとする。以降の会費は、3か月に1回先払いするものとし、4月、7月、10月の各1日及び1月4日に指定金融機関の口座から自動振替により納入するものとする。

3 前項に規定する会費の振替金額は、振替月の前月15日現在の会員数に会費を乗じた金額とする。振替月以降、会員数に増減があった場合は、次期の会費納入額で調整を行うこととする。

4 前第2項の規定による会費の納入が困難な場合は、別に定める方法により納入するものとする。

(会員の追加)

第9条 事業主は、新たに会員を追加する事由が生じたときは、追加加入申込書により理事長に届け出なければならない。

2 前項に定める会員の資格取得時期については、第6条の規定を準用する。

(変更)

第10条 会員は、入会時に届出した内容に変更が生じたときは、変更届をすみやかに理事長に提出しなければならない。

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、会員証及び利用助成券を添えて、退会届を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 退会届を提出できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 企業加入会員が退会しようとするときは、当該企業の事業主とする。

(2) 個人加入会員が退会しようとするときは、会員本人とする。

(3) 会員の死亡による退会は、事業主又は家族とする。

3 会員は、第1項の規定による理事長の承認を受けた日からその資格を喪失する。

(会費の返還)

第12条 退会した会員の既納のうち、退会を承認した月の翌月以降の会費は返還する。

(資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当したときは、理事長は資格の喪失をさせることができる。

(1) 会費を3か月滞納したとき。

(2) サービスセンターの事業を妨げる行為をしたとき。

(3) 虚偽、その他不正行為により、サービスセンターの事業による利益を受けようとしたとき又は受けたとき。

(4) 前各号のほか、理事長が不相当と認めたとき。

第2章 事業

(共済給付事業)

第14条 共済給付事業は、その一部について一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木二丁目11番地の17）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、以外の部分についてはセンターが独自に実施する（以下「独自給付」という。）ものとする。

2 保険契約にかかる給付事業の範囲は別表第2のとおりとし、センター又は会員が保険契約の被保険者となるものとする。その給付金支払いの条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

3 独自給付にかかる範囲及び給付金支払いの条件等は、別表第3のとおりとする。

(融資あっせん事業)

第15条 公的資金援助等のあっせん及び情報の提供をする。

(割引協力店事業)

第16条 割引協力店を指定して契約し、割引料金で品物が購入できるよう利便を図る。

(健康の維持増進事業)

第17条 健康の維持増進のため、次の事業を行う。

- (1) 人間ドック補助等の健康管理事業
- (2) スポーツセンター施設等の利用をあっせんする健康増進事業
- (3) 健康管理意識の普及、啓発事業

(老後生活の安定事業)

第18条 老後生活の安定を図るための事業を行う。

- (1) 生涯生活設計に係る講演会等を開催
- (2) 食事・医療に関するものの情報提供

(自己啓発事業)

第19条 自己啓発を助成するため、次の事業を行う。

- (1) カルチャーセンター等を利用した学習への援助
- (2) 通信教育等を利用した学習への援助
- (3) 夜間大学及び定時制高校卒業者への祝金支給

(指定宿泊事業)

第20条 宿泊施設を指定し、その施設を利用できるよう利便を図る。

(指定厚生事業)

第21条 レジャー施設を指定して契約し、低廉な料金で利用できるよう利便を図る。

(利用補助)

第22条 プロ野球入場券、観劇鑑賞券等を購入し、割引料金で利用できるようあっせんする。

(レクリエーション事業)

第23条 日帰り旅行、スポーツ大会等を企画、開催し親睦を図る。

(財産形成事業)

第24条 財産形成を助成するため、勤労者等財産形成に係る普及啓発を行う。

2 住宅資金融資の情報提供と利用あっせんを行う。

(その他事業)

第25条 その他勤労者福祉の目的達成に必要な事業を行う。

第3章 雑則

(抛出金品の不還付)

第26条 既納会費を除く抛出金品は、返還しないものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、返還することができる。

(業務方法書の変更)

第27条 この業務規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

(委任)

第28条 この業務規程に定めるもののほか、業務の運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の同意を得て定める。

附 則

この業務方法書は、サービスセンターの設立許可があった日から施行する。

附 則(平成12年5月11日理事会議案第6号)

この業務方法書は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年11月15日理事会議案第3号)

この業務方法書は平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月16日理事会議案第3号)

この業務方法書は平成18年12月1日から実施する。

附 則

この規程は、一般財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター登記の日（平成24年4月1日）から施行する。（平成23年11月22日理事会議決）

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。（平成25年10月18日理事会議決）

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。（2020年10月30日理事会議決）

別表第 1（第 8 条関係）

（会員 1 人当たり）

入会承認日	資格発生日	会	費	備 考
2月16日～ 3月15日	4 月 1 日	4、5、6 月	3, 0 0 0 円	4 月 1 日に口座振替
3月16日～ 4月15日	5 月 1 日	5、6 月	2, 0 0 0 円	5 月 1 日までに納入
4月16日～ 5月15日	6 月 1 日	6 月	1, 0 0 0 円	6 月 1 日までに納入
5月16日～ 6月15日	7 月 1 日	7、8、9 月	3, 0 0 0 円	7 月 1 日に口座振替
6月16日～ 7月15日	8 月 1 日	8、9 月	2, 0 0 0 円	8 月 1 日までに納入
7月16日～ 8月15日	9 月 1 日	9 月	1, 0 0 0 円	9 月 1 日までに納入
8月16日～ 9月15日	1 0 月 1 日	10、11、12 月	3, 0 0 0 円	1 0 月 1 日に口座振替
9月16日～10月15日	1 1 月 1 日	11、12 月	2, 0 0 0 円	1 1 月 1 日までに納入
10月16日～11月15日	1 2 月 1 日	12 月	1, 0 0 0 円	1 2 月 1 日までに納入
11月16日～12月15日	1 月 1 日	1、2、3 月	3, 0 0 0 円	1 月 4 日に口座振替
12月16日～ 1月15日	2 月 1 日	2、3 月	2, 0 0 0 円	2 月 1 日までに納入
1月16日～ 2月15日	3 月 1 日	3 月	1, 0 0 0 円	3 月 1 日までに納入

※ 資格発生日が 4、7、10、1 月の場合は、登録された口座より振替する。
他の月については、振込用紙にて期日までに納入する。

別表第2（第14条関係）

給付金の種類	給付事由			給付金（円）
死亡保険金・死亡弔慰金	交通事故による死亡			700,000
	不慮の事故による死亡			600,000
	疾病死亡	6 5 歳未満の方の場合		500,000
		6 5 歳以上の方の場合		250,000
	会員の配偶者の死亡			50,000
	会員の子の死亡			30,000
	会員の親の死亡			10,000
	住宅災害による会員の同居親族の死亡			20,000
重度障害・後遺障害保険金	交通事故による後遺障害			700,000～28,000
	不慮の事故による後遺障害			600,000～24,000
	疾病重度障害	6 5 歳未満の方の場合		500,000
		6 5 歳以上の方の場合		250,000
傷病休業保険金	休業1 4 日以上3 0 日未満			10,000
	休業3 0 日以上6 0 日未満			15,000
	休業6 0 日以上9 0 日未満			20,000
	休業9 0 日以上1 2 0 日未満			30,000
	休業1 2 0 日以上			40,000
住宅災害保険金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が	50%以上	500,000
			30%以上50%未満	350,000
			20%以上30%未満	250,000
			20%未満	100,000
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が	70%以上	150,000
			20%以上70%未満	75,000
			20%未満	15,000
		床上浸水		

別表第3（第14条関係）

給付金の種類		給付事由	給付金（円）
慶 事 祝 金	結婚祝金	会員が法律上の婚姻をした場合	10,000
	出生祝金	会員に子（実子のみ）が出生した場合	10,000